



(写)

豊能郡環境施設組合監査委員告示第2号

監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という）第292条が準用する法第242条第1項の規定に基づき平成29年（2017年）2月16日に提出された住民監査請求について監査した結果、法第292条が準用する法第242条第4項の規定により、標記の請求に係る監査を行いましたので、豊能郡環境施設組合に対する監査結果を下記のとおり公表します。

平成29年（2017年）4月12日

豊能郡環境施設組合監査委員 針原 祥次
同 木戸 俊治



記

平成28年2月22日、豊能郡環境施設組合は、株式会社環境テクノロジーに対し、金9650万円を支払う旨の支出命令書に基づいて、同社に対して同額を銀行振り込みの方法により支払った（以下「本件支出」という）が、その支出に関して監査委員は慎重かつ厳正に合議した結果、本件支出については支出負担行為が不存在であるか又は適法な支出負担行為に基づかないものと判断した。

よって、次の措置を講じられたい。

1 措置すべき事項

豊能郡環境施設組合は、本件支出を行った当時の管理者田中龍一及び副管理者山口禎に対して本件支出により施設組合が被った金9650万円について損害賠償請求する措置を講じられたい。

2 措置期限

勧告の日から6ヶ月以内

なお、勧告に係る事項については、法第292条が準用する法第242条第9項の規定により、必要な措置を講じた旨を監査委員あてに通知されたい。また、当該通知に係る事項は、同条同項の規定に基づき、これを監査委員において請求人あてに通知し、公表するものである。

（注） 請求人の氏名・住所及び事実証明書の記載を省略した。